参考資料５

調剤薬局の立地に係る許容性について

出典：令和7年度新精神医療センター調整会議⑦資料

調剤薬局に係る懸念事項

- 調剤薬局の供給力（取扱い薬種量・在庫量など）は顧客（精神疾患患者）量に影響を受けるため、安定的な調剤供給には一定程度の顧客見込みが必要であり、顧客が分散・低減すると供給力が下がる可能性が高い
- 供給力の低い調剤薬局では処方に対応できない場合があり、疑義照会により処方の変更等を余儀なくされ、服薬治療に影響が生じる（自立支援医療機関制度を利用する精神疾患患者は、処方内容に応じた調剤薬局の変更が困難）
- がんC敷地内に立地する場合は、法規制上の整理が必要（敷地内薬局と判断されると調剤報酬減点：特別調剤基本料）
- 自家用車以外の通院手段の患者における移動の負担を考慮すると、薬局は病院ー名取駅間のバス路線上かつ停留所近傍に立地していることが重要

1．調剤薬局の立地に応じた各種リスクについて

青：条件付き許容、赤：許容困難

		近　調剤薬局の立地（病院から調剤薬局までの距離）　遠					
		がんC敷地内（約0.1～0.3km）	旧高看校跡地（約0.4km）	【既存】がんC最寄り薬局（約1.0km）	増田西市街化編入区域（約1.2km）	【既存】精神C最寄り薬局（約2.0km）	【既存】名取駅西口周辺薬局（約2.7km）
法規制	都市計画法上の新規立地規制	市街化調整区域のため要地区計画	市街化調整区域のため要地区計画	市街化調整区域であるが一定の条件下で立地可	市街化区域のため立地可	市街化調整区域であるが一定の条件下で立地可	市街化区域のため立地可
法規制	薬機法（設置場所・独立性判断）	敷地内薬局と判断された場合は調剤報酬減点	調剤報酬への影響なし	調剤報酬への影響なし	調剤報酬への影響なし	調剤報酬への影響なし	調剤報酬への影響なし
顧客分散可能性（通院手段毎）	自家用車	低	低	中	低	中	大
顧客分散可能性（通院手段毎）	バス タクシー	低	低	中	中	大	中
顧客分散可能性（通院手段毎）	徒歩 自転車	低	低	中	中	中	大
顧客分散可能性（通院手段毎）	総合評価	顧客確保可	顧客確保可	顧客分散	顧客分散	顧客分散拡大	顧客分散拡大
調剤供給力等 〇問題なし △不安あり ×問題あり		供給力〇 経営〇	供給力〇 経営〇	供給力△ 経営△	供給力△ 経営△	供給力× 経営×	供給力× 経営×
薬局規模		分包作業スペース確保可能	分包作業スペース確保可能	要改築（２階建て）	十分な敷地の確保必要	分包作業スペース確保済み	要確認

2．供給不安の解消や患者の利便性向上に向けた検討

項目	活用可能性の検討結果
院内処方	・病棟業務などのチーム医療への参画やDI業務など専門性の高い業務の推進に向けて、極力、院外処方してきた経緯がある ・院内処方は国の医薬分業政策やこれまでの取組みに逆行するものであるほか、業務効率性や経営性の観点からも非現実的
オンライン服薬指導の推進	・オンライン服薬指導は、「①診察　②処方せんをFAX　③患者は病院内でパソコンに向かう　④調剤薬局の薬剤師がオンラインで服薬指導　④患者は帰宅　⑤調剤薬局は薬剤を郵送」の流れと思われるが、業務形態・人員配置に無理があり非現実的 ・「在宅訪問薬剤管理指導」は多くの薬局で導入事例あり
電子処方箋・処方箋FAX送付環境の整備	・FAXは既に実施済み
近隣薬局へのシャトルバス運行	・病院の自前実施、民間委託も費用面から非現実的
移動薬局車の誘致	・同車両は薬剤師会所有の災害用緊急車両であり、単独病院の事情で常設することは難しいと思われる。